

条例改正説明会実施時の質疑

1 届出の対象となる催し物について

Q 1 町内会では、夏祭りで市販されている打ち上げ花火を使用するが、これも届出の対象となるか。

A 1 条例には、露店等の届出のほか、煙火の届出規定があるが、一般家庭で使用する花火程度では届出の必要はない。

Q 2 町内の縁日で焼き鳥などの露店を開くが、これも対象となるか。

A 2 夏祭りのほか、これに類似する火気を使用する露店等を開設するイベントは対象となる。

Q 3 町内単独の夏祭り等も届出の対象となるのか。

A 3 町内会単独の夏祭り等とはいえ、数十人から数百人の住民が集うものであることから、対象になると判断している。

Q 4 公民館の1階駐車場（屋内）でバーベキューをするが、届出は必要か。参加人員は決められた人のみである（20名程度）。

A 4 事前に決められた人のみであれば、必要ない。

Q 5 地区の神社で花火をするが届出は必要か。

A 5 露店がなければ露店の届出は必要ないが、揚煙行為の届出をお願いする。

Q 6 発電機を電源とした、かき氷器などを使用する場合、コンロなどの火気はないが、届出は必要か。

A 6 発電機を使用するため必要である。

2 届出者について

Q 1 町内夏祭りではあるが、バーベキューなどの火気使用露店は、近所のスポーツクラブが行っている。この場合の届出者は、誰か。

A 1 届出者は、原則として露店を開設する者である。町内夏祭りは、一般的に町内会の住民が協力して火気使用露店を開設することから、この場合においては、町内会長名での届出で足りるが、町内会としてではなく、スポーツクラブとして出店するのであれば、届出者は、スポーツクラブとなる。

3 届出期日について

Q 1 届出は、イベントの何日前までに行えばよいか。

A 1 条例には、あらかじめと規定されており、具体的日数まで定めていない。開催日から概ね5日前に届出すればよい。

4 届出の添付書類について

Q 1 届出書に添付する図面は、イベントの露店等の配置が確認できれば、その様式を問わないか。

A 1 添付する図面は、露店等の配置、消火器の設置位置などが確認できればよい。

5 届出の提出先及び届出後の調査について

Q 1 届出は、どこにすればよいか。

A 1 管轄する消防署又は出張所をお願いしたい。

Q 2 届出を行った後の消防の調査の時期は、いつ頃か。

A 2 調査は、露店の開設状況を確認し、火災予防に必要な指導をすることが目的であることから、イベント開始直前となる。

Q 3 届出未提出の場合の罰則及び現地調査の際に火気使用器具の設置状況に不備があった際の使用停止命令などの処分はあるのか。

A 3 罰則はない。また火気使用器具の設置状況等に不備があった際には、使用停止命令ではなく、火災予防上適正な状況になるよう指導をする。

6 消火器について

Q 1 消火器は、何本必要か。

A 1 消火器は、原則として火気使用露店ごとに1本設置することが必要である。

Q 2 屋外の露天等で準備する消火器は、地区公民館などの屋内にある消火器で兼用できるか。

A 2 原則として火気使用露店ごとに設置することが必要だが、火災が発生した場合に初期消火に有効に対応できる場合は兼用できる。